

るところにより、組合員の疾病、負傷、廃疾、死亡、分べん、退職、災やく、若しくは休業又はその被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べん、若しくは災やくに關して、左に掲げる給付を行う。

第十八条 年金である給付は、その給付事由が発生した月の翌月からその事由のなくなった月まで支給する。

算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月において、その前月分までを支給する。但し、年金の給付事由がなくなつたときは、又はその支給を停止したとき、若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、その支給期月にかかわらず、そのときまでの分を支給する。

亡當時から引き続き不具廃疾で生活資料を得るみちがないときに限り、年金を支給する。
（年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲）

第二十二条 年金以外の給付を受けねるべき組合員又は組合員であつた者の遺族の範囲は、左に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者

二 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で組

し、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
(同順位者が二人以上あるときの
給付)

2 前項の規定により年金である給付を等分して受ける同順位者のうちその権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によってその年金を等分して支給する。

二 傷病手当金又は出産手当金支給するときは、その支給期間内は、休業手当金は支給しない。

四 退職年金を受ける権利を有する者には、退職給付は行わない。
（給付金からの控除）

第二十六条 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その夫に支給すべき給付金があり、日

第十六条 この法律において「被扶養者」とは、組合員の直系尊族、配偶者(雇出をしないが事实上婚姻關係と同様の事情のある者を含む。以下同じ)、子及び組合員同一の世帯に属する者で、主としてその収入により生計を維持するものをいう。

(給付額の算定方法)

第十七条 紿付額の算定の基準となるべき給料(地方公務員法第一十

(年金を受けるべき遺族の範囲)
第十九条 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者で引き続きこの法律によつて年金を受けていたもの（以下本節及び第六十四条において「組合員であつた者」という。）の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。

合員又は組合員であつた者の死亡当时主としてその収入によつて生計を維持していたもの

前号に掲げる者を除く外、組合員又は組合員であつた者の死亡当时主としてその収入によつて生計を維持していた者

組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの
(給付を受けるべき遺族の順位)

(支払未済の給付の受給者の特例)
第二十四条 遺族給付以外の給付を受ける権利を有する組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第十九条から前条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給する。

(時効) らこれを控除する。

第二十七条 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が発生した日から年金である給付については五年間、その他の給付については二年間行わないときは、時効により消滅する。
(給付を受ける権利の保護)

五条第二項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与をいう。以下同じ。)は、給付事由が発生した当時(給付事由が退職後に発生したものにあつては、退職当時の掛金の標準となつた給料とし、その三十分の一(休業給付にあつては、その二分五分の一)に相当する額をもつて給料日額とする。

(年金の支給の始期及び終期)

第二十条 組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

第二十条 前条第一項に規定する遺族のうち組合員又は組合員であつた者の死亡当時十八歳未満の子又は孫にあつては、まだ婚姻（届出をしないが事实上婚姻關係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）していない場合に限り、十八歳以上の子又は孫にあつては、組合員又は組合員であつた者の死

第二十二条 組合員又は組合員であつた者が死亡したときにおいて給付を受けるべき遺族の順位は、左に掲げるとおりとする。

一 年金を受ける者の順位は、第十九条第一項に掲げる順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条各号の順序。但し、同条第二号又は第四号に掲げる者の間においては、それぞれ當該各号に掲げる順序

三 前項の場合において、父母については養父母を先にし実父母を後にしてし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後に

利を失つた場合において、当該遺族が支給を受けることができた給付で当該遺族が支払を受けなかつたものがあるときは、第十九条から前条までの規定に準じて、これを当該遺族以外の当該組合員であつた者の遺族に支給する。

(給付の併給)

第二十五条　二以上の給付事由が同時に存したときは、左に掲げる場合を除く外、当該各種の給付を併給するものとする。

一　出産手当金を支給するときは、その支給期間内は、傷病手当金は支給しない。

第二十八条 この法律に基く給付を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民金融公庫に担保に供することができる。
(損害賠償の請求権)

第二十九条 組合は、給付事由が第三者的行為に因つて発生したときは、当該給付事由に對して行うべき給付の額の限度で、給付を受ける権利を有する者が第三者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

第四十条 第三十五条第二項の規定

により給付を受ける者が死亡したとき、同項の規定により給付を受けた者がその給付を受けなくなつた

日後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者がその資格を喪失した日後三月以内に死亡したとき、又

は組合員であつた者がその資格を喪失した日後三月以内に死亡したときは、その理葬を行う者に、前条第一項の規定に準じ、埋葬料を支給する。

2 第三十五条第一項但書の規定は、前項の場合について準用する。

第三節 退職給付

(退職年金)

第四十一条 組合員であつた期間二十一年以上の者が、第十二条第二項

第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したとき(引き続きこの法律による他の組合の組合員の資格を改定する)。

3 前項の規定により退職年金の額を改定した場合において、その改定額が從前の退職年金の額より少いときは、從前の退職年金の額をもつてその退職年金の額とする。

(退職一時金)

第四十三条 組合員であつた期間六十一年以上の者が、第十二条第二項の規定の適用を受けるとき、又はこの法律に基く退職年金を受ける権利を有しない組合員が引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第二項の規定の適用を受けるときを除く。以下第十四条第一項において同じくは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。但し、五十歳に達するまでは、その支給を停止する。

2 退職年金の額は、給料の四月分に相当する額とし、組合員であつた期間二十年以上二年を増すごとにその一年につき給料日額の四十分に相当する額を加算する。

3 (退職一時金)

第四十三条 組合員であつた期間六十年以上の者が、第十二条第二項の規定の適用を受けるとき、又はこの法律に基く退職年金を受ける権利を有しない組合員が引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第二項の規定の適用を受けるときを除く。以下第十四条第一項において同じくは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。但し、五十歳に達するまでは、その支給を停止する。

2 退職年金の額は、給料の四月分に相当する額とし、組合員であつた期間二十年以上二年を増すごとにその一年につき給料日額の四十分に相当する額を加算する。

3 (退職年金)

第四十四条 組合員であつた期間六年以上の者が公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷し、若しくは、廢疾一時金の額と合算して給料の二十二月分に相当する額をこえることができない。

2 退職年金の額は、給料の四月分に相当する額とし、組合員であつた期間二十年以上二年を増すごとにその一年につき給料日額の四十分に相当する額を加算する。

第四十二条 退職年金を受ける権利

を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から退職年金の支給を停止する。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が、第十二条第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したとき(引き続きこの法律による他の組合の組合員の資格を改定する)。

3 前項の規定により退職年金の額を改定した場合において、その改定額が從前の退職年金の額より少いときは、從前の退職年金の額をもつてその退職年金の額とする。

2 組合員であつた期間十年以上の者が支給する廃疾年金の年額は、前項の額に、その期間二十年に至るまでは十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の三日分に相当する額を、二十年以上については二十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の四日分に相当する額を加算する。

3 組合員であつた期間二十年未満の者が、第十二条第二項の規定の適用を受ける事由に該当し組合員の資格を喪失したとき、又はこの法律に基く退職年金を受ける権利を有しない組合員が引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第二項の規定の適用を受けるときを除く。以下第十四条第一項において同じくは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。但し、五十歳に達するまでは、その支給を停止する。

2 退職年金の額は、給料の四月分に相当する額とし、組合員であつた期間二十年以上二年を増すごとにその一年につき給料日額の四十分に相当する額を加算する。

3 (退職年金)

第四十五条 廃疾年金を受ける権利を有する者が、廃疾年金の支給を受ける程度の廃疾の状態に該当しなくなつたとき以後は、その廃疾年金は、支給しない。

2 前項の場合において、廃疾年金の支給を受けるべき同順位者がないとき後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

3 (廃疾年金)

第四十六条 組合員であつた期間二十年未満で廃疾年金を受ける権利を有する者が前条の規定により廃疾年金の支給を受けなくなった場合において、すでに支給を受けた廃疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、所在不明中その者受けるべき年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

3 (廃疾年金)

第四十七条 組合員であつた期間六年以上の者が公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷し、若しくは、廢疾一時金の額と合算して給料の二十二月分に相当する額をこえるときは、その差額を支給する。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が、第十二条第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したとき(引き続きこの法律による他の組合の組合員の資格を改定する)。

3 前項の規定により退職年金の額を改定した場合において、その改定額が從前の退職年金の額より少いときは、從前の退職年金の額をもつてその退職年金の額とする。

2 組合員であつた期間十年以上の者が支給する廃疾年金の年額は、前項の額に、その期間二十年に至るまでは十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の三日分に相当する額を、二十年以上については二十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の四日分に相当する額を加算する。

3 組合員であつた期間二十年未満の者が、第十二条第二項の規定の適用を受ける事由に該当し組合員の資格を喪失したとき、又はこの法律に基く退職年金を受ける権利を有しない組合員が引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第二項の規定の適用を受けるときを除く。以下第十四条第一項において同じくは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。但し、五十歳に達するまでは、その支給を停止する。

2 退職年金の額は、給料の四月分に相当する額とし、組合員であつた期間二十年以上二年を増すごとにその一年につき給料日額の四十分に相当する額を加算する。

3 (退職年金)

第四十八条 組合員であつた期間二年十年以上の者が死亡したときは、その者の遺族に廃疾年金を支給する。

2 前項の場合において、廃疾年金の支給を受けるべき同順位者がないとき後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

3 (廃疾年金)

第四十九条 組合員であつた期間二年十年以上の者が死亡したときは、その者の遺族に廃疾年金を支給する。

2 前項の場合において、廃疾年金の支給を受けるべき同順位者がないとき後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

3 (廃疾年金)

第五十条 遺族年金を受ける権利を有する者が左の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第五十一条 遺族年金を受ける権利を有する者が左の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第五十二条 遺族年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その差額を支給する。

はこれに因り発生した疾病のため転職した場合において、療養費の給付を受けた日若しくは療養費の給付事由が発生した日から起算し三年以内に治ゆしたとき、又は治ゆしないがその期間を経過したとき別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にある者には、その程度に応じて、その者の死亡に至るまで廃疾年金を支給する。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が、第十二条第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したとき(引き続きこの法律による他の組合の組合員の資格を改定する)。

3 前項の規定により退職年金の額を改定した場合において、その改定額が從前の退職年金の額より少いときは、從前の退職年金の額をもつてその退職年金の額とする。

2 組合員であつた期間十年以上の者が支給する廃疾年金の年額は、前項の額に、その期間二十年に至るまでは十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の三日分に相当する額を、二十年以上については二十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の四日分に相当する額を加算する。

3 組合員であつた期間二十年未満の者が、第十二条第二項の規定の適用を受ける事由に該当し組合員の資格を喪失したとき、又はこの法律に基く退職年金を受ける権利を有しない組合員が引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第二項の規定の適用を受けるときを除く。以下第十四条第一項において同じくは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。但し、五十歳に達するまでは、その支給を停止する。

2 退職年金の額は、給料の四月分に相当する額とし、組合員であつた期間二十年以上二年を増すごとにその一年につき給料日額の四十分に相当する額を加算する。

3 (退職年金)

第五十三条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第五十四条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第五十五条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第五十六条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第五十七条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第五十八条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第五十九条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第六十条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

満たないときは、その差額を支給する。

が支給を受けるべきであつた退職年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第六十二条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第六十三条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第六十四条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第六十五条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第六十六条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第六十七条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第六十八条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第六十九条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第七十条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

る者が死亡したときは、その者

が支給を受けるべきであつた退

職年金の額の二分の一

(遺族年金の転給)

第五十一条 遺族年金を受ける権利を有する者が左の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第五十二条 遺族年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その差額を支給する。

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第五十三条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第五十四条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第五十五条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第五十六条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第五十七条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第五十八条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

第五十九条 遺族年金の額の二分の一

2 婚姻したとき、又は養子縁組による者には、廃疾一時金を支給する。

3 (遺族年金)

月以上二十年未満の者が死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、給料日額に、組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額とする。

(年金者遺族一時金)

第五十三条 左の各号の一に該当するときは、組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。

一 退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員であつた期間二十年以上上の者が廃疾年金を受ける権利を有するものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

三 組合員であつた期間二十年未満の者で廃疾年金を受ける権利を有するものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

四 遺族年金を受ける権利を有する者がその権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

五 組合員であつた期間二十年以上上の者が退職年金の支給を受けないで死亡した場合において、遺族年金の額の第五十四条 年金者遺族一時金の額は、左の区分による額とする。

一 前条第一号に該当する場合に遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

二 前条第一号に該当する場合においては、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額の六年分に満たないときは、その六年分に満たないときは、その

二 前条第二号に該当する場合においては、すでに支給を受けた年金の総額が、給料日額に組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額と年金の額の六年分に満たないとときは、その差額

三 前条第三号に該当する場合においては、すでに支給を受けた年金の総額が、給料日額に組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額と給料の十月分に相当する額との合算額(その合算額が給料の二十二月分に相当する額をこえるときは、二十二月分に相当する額)に満たないときは、その差額

四 前条第四号に該当する場合においては、すでに支給を受けた退職年金、廃疾年金及び遺族年金の総額が、その組合員が受けた、又は受けるべきであつた退職年金の六年分に満たないときは、その差額

五 前条第五号に該当する場合においては、その組合員が死亡のときににおいて退職したとすれば受けるべきである退職年金の額の六年分

第六節 り災給付
(弔慰金及び家族弔慰金)
第五十五条 組合員又はその被扶養者が水害火災その他の非常災害によつて死亡したときは、組合員については給料の一月分に相当する額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については給料の半月分に相当する額の家族弔慰金を支給する。

第五十六条 組合員がその住居又は家財に損害を受けたときは、給料に、別表第五に掲げる損害の程度に応じ同表に定める月数を乗じて得た額を災害見舞金として支給する。

(災害見舞金)

第五十六条 組合員がその住居又は家財に損害を受けたときは、給料に、別表第五に掲げる損害の程度に応じ同表に定める月数を乗じて得た額を災害見舞金として支給する。

第七節 休業給付
(傷病手当金)
第五十七条 組合員が公務に因らぬで疾病にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができないときは、傷病手当金として、勤務に服することができない日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき給料日額の十分の八に相当する額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが入院したときにおいて支給すべき傷病手当金は、前項の規定にかかるわらず、給料日額の十分の六に相当する額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して六月間とする。

4 結核性疾患に関しては、前項の期間をこえ通じて三年に至るまでの療養のため勤務に服することができなかつた期間について、継続して傷病手当金を支給する。

5 第三十五条第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

(出産手当金)
第五十八条 組合員が分べんしたときは、出産手当金として、分べんの日前四十二日、分べんの日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき給料日額の十分の八に相当する額を支給する。組合員であつた者が組合員の資格喪失後六月以内に分べんしたときも、また、同様に分べんしたときは、その差額とする。

第六十条 傷病手当金、出産手当金の支給について準用する。

3 組合員がその資格を喪失した際、出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。但し、その期間内に他の組合の組合員の資格を取得したときは、その取得した日以後については、この限りではない。

4 (休業手当金)
第五十九条 組合員が左の各号の事由に因り欠勤したときは、休業手当金としてその期間(第三号から第五号までの各号について)一日につき給料日額の十分の六に相当する額を支給する。

5 第三項若しくは第四項又は前項においては、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額の六年分に満たないときは、その六年分に満たないときは、その

費の支給期間が経過したときは、当該傷病手当金の支給期間は、これららの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

四 組合員又はその被扶養者に係り主としてその生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭の日数に応じ同表に定める月数を乗じて得た額を災害見舞金として支給する。

五 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で組合員の収入により主としてその生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭の日数に応じ同表に定める月数を乗じて得た額を災害見舞金として支給する。

(出産手当金)

第六十一条 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受けるときは、その受ける額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

六 前各号に掲げるものの外、組合の規約で定める事由

7 (休業給付と給料との調整)
第六十二条 傷病手当金、出産手当金の支給について準用する。

2 前条第二項の規定は、出産手当金の支給について準用する。

3 組合員がその資格を喪失した際、出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。但し、その期間内に他の組合の組合員の資格を取得したときは、その取得した日以後については、この限りではない。

(給付の制限)
第六十三条 この法律に基く給付を受けるべき者が、故意に給付事由を発生させたときは、当該給付事由に係る給付は、その全部又は一部を行わないことができる。その者が重犯処分を受け、又は禁じられた刑に処せられたときも、また、同様とする。

第六十四条 組合員若しくは組合員であつた者は又はその被扶養者が、正当な理由がなくて療養に関する指揮に従わなかつたことにより、又は重大な過失に因り事故を発生させたときは、その者に係る保健給付、療養給付又は休業給付は、その全部又は一部を行わないこと

三 組合員又はその配偶者の分ベん十四日
四 組合員又はその被扶養者に係り主としてその生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭の日数に応じ同表に定める月数を乗じて得た額を災害見舞金として支給する。

五 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で組合員の収入により主としてその生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭の日数に応じ同表に定める月数を乗じて得た額を災害見舞金として支給する。

第六十三条 組合は、保健給付、廃疾給付又は休業給付の支給に關し、必要があると認めるときは、その支給に係る者につき診断を行うことができる。

2 正當な理由がなくて前項の診断を拒否したときは、その者に係る保健給付、廃疾給付又は休業給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第六十四条 遺族給付の支給を受けるべき者が、組合員、組合員であった者は、遺族給付の支給を受けた者又は遺族給付の支給を受けた者を故意に死に至らせたときは、その者については、その受けべき給付を支給しない。この場合は、その者にこれを支給する。

第四章 福祉事業

(福祉事業)

第六十五条 組合は、前章に規定する給付を行なう外、組合員の福祉を増進するため、規約で定めるところにより、左に掲げる事業を行うことができる。

一 組合員の保健、保養又は教養に資する施設の経営
二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付
三 組合員の貯金の受入又はその運用
四 組合員の臨時の支出に対する貸付
五 その他前各号に附帯する事業
第六章 市町村負担金

第五章 掛金及び市町村負担金

(掛金)

第六十六条 組合員は、組合の給付に要する費用に充てるため、掛金

2 を負担する。

前項の掛金は、組合員の給料を標準として算定するものとし、その給料と掛け金との割合は、各組合につき、規約で定める。

(掛け金等の給料等からの控除)
第六十七条 市町村は、組合員である職員の給料を支給する際、その給料から掛け金に相当する金額を控除し、これを毎月末日までに組合員に代りその掛け金として組合に払い込まれなければならない。

2 市町村は、組合員が組合に対して支払うべき掛け金以外の金額があるときは、組合員である職員の給料その他の給与を支給する際、その給料その他の給与から当該金額に相当する金額を控除し、これを直ちに組合員に代り組合に払い込まれなければならない。

3 市町村は、組合員のうち第十一条第三項各号に掲げる者で市町村から給料を受けないものの掛け金その他の組合に対して毎月支払うべき金額に相当する金額をその者から徴収し、これを毎月末日までにその者に代り組合に払い込まれなければならない。

(市町村負担金)
第六十八条 市町村は、組合の事業に要する費用に充てるため、左に掲げる金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まれなければならない。
1 保健給付、災害給付及び休業給付に要する費用に係る當該市町村の職員である組合員の掛け金に相当する金額

2 退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する費用に充てるため、掛金に相当する金額

給付に要する費用に係る当該市町村の職員である組合員の掛け金の四十五分の五十五に相当する金額

の職員である組合員の数を乗じて得た金額に相当する金額

前項第三号に規定する組合の事務に要する費用の組合員一人当たりの額は、毎事業年度組合の予算をもつて定める。

三 組合の事務に要する費用の組合員一人当たりの額に当該市町村の職員である組合員の数を乗じて得た金額に相当する金額

(掛金等の給料等からの控除)
第六十七条 市町村は、組合員である職員の給料を支給する際、その給料から掛け金に相当する金額を控除し、これを毎月末日までに組合員に代りその掛け金として組合に払い込まれなければならない。

2 市町村は、第一項の規定により組合に負担金を支払う場合においては、概算払をすることができる。この場合においては、当該事業年度末において精算するものとする。

3 市町村は、第六十九条掛金又は前条第一項の規定による負担金を帶納した市町村に対しては、組合は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定によつて督促したときは、組合は、政令で定めるところにより、延滞金を徴収するものとする。

第六章 市町村職員共済組合連合会

(市町村職員共済組合連合会)

第七十条 組合の業務の適正且つ円滑な運営を図るため、すべての組合をもつて組織する市町村職員共

2 準合連合会(以下「連合会」という。)を置く。

2 連合会は、左に掲げる事業を行なう。

1 連合会の業務に関する重要事項
2 定款の変更は、自治府長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 監事は、連合会の業務を監査する。

4 総会は、各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

5 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

6 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

7 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

8 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

9 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

10 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

11 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

12 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

13 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

14 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

15 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

16 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

17 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

18 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

19 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

20 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

21 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

22 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

23 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

24 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

25 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

26 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

27 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

28 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

29 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

30 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

31 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

32 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

33 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

34 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

35 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

36 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

37 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

38 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

39 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

40 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

41 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

42 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

43 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

44 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

45 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

46 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

47 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

48 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

49 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

50 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

51 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

52 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

53 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

54 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

55 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

56 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

57 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

58 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

59 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

60 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

61 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

62 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

63 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

64 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

65 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

66 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

67 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

68 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

69 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

70 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

71 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

72 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

73 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

74 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

75 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

76 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

77 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

78 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

79 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

80 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

81 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

82 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

83 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

84 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

85 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

86 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

87 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

88 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

89 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

90 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

91 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

92 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

93 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

94 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

95 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

96 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

97 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

98 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

99 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

100 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

101 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

102 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

103 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

104 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

105 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

106 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

107 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

108 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

109 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

110 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

111 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

112 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

113 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

114 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

115 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

116 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

117 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

118 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

119 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

120 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

121 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

122 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

123 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

124 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

125 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

126 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

127 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

128 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

129 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

130 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

131 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

132 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

133 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

134 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

135 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

136 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

137 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

138 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

139 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

140 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

141 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

142 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

143 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

144 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

145 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

146 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

147 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

148 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

149 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

150 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

151 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

152 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

153 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

154 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

155 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

156 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

157 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

158 その他の各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長

自治長官は、政令で定めるところにより、第一項から第三項までに規定する権限に属する事務の一部を都道府県知事をして行わせることができる。

(組合の報告徵取等)

第八十七条 組合は、政令で定めるところにより、市町村にその職員である組合員の異動、給与等に関する報告をさせ、又は文書を提示させ、その他組合の業務の執行に必要な事務を行わせることができ。

2 組合は、総理府令で定めるところにより、組合員又はこの法律に基く給付を受けるべき者に、組合又は市町村に對して組合の業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができ。

(市町村の便宜の供与)

第八十八条 市町村は、組合又は連合会の業務の執行に必要な範囲において、当該市町村の職員をして組合若しくは連合会の事務に従事させ、又は当該市町村の施設を無償で組合若しくは連合会の利用に供することができる。

(医療に関する事項)

第八十九条 組合は、この法律で定める医療に関する事項については、隨時、厚生大臣に連絡しなければならない。

(船員である組合員についての特例)

第九十条 船員である組合員の船員である組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法の定めるところによる。

第九十一条 船員である組合員又は船員である組合員であつた組合員が、第十二条第二項各号に規定する事由に該当したときの退職給付又は遺族給付は、左の各号のうち組合員に有利ないすれか一の給付とする。

一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付と、船員保険の被保険者であつた期間のうち組合員でなかつた期間がある場合のその期間に対する船員保険法に規定する老齢年金、脱退手当金又は遺族年金との併給

二 その者が組合員とならなかつたならば、船員として受けるべき船員保険法に規定する老齢年金、脱退手当金又は遺族年金と、組合員であつた期間のうち船員である組合員でなかつた期間がある場合のその期間に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用について、同法に規定する国庫の負担及び船舶所有者の負担と同一割合によつて算定した金額を負担し、これを毎月末日までに組合に払い込むものとする。

(組合又は連合会に使用される者についての取扱)

第九十四条 組合又は連合会に使用される者で組合又は連合会から給付を受けるもの(以下本条において「組合員」という。)があるときは、この法律(第七条第四項、第八十八条及び次条の規定を除く。)の適用については、当該組合又は連合会をその事務所の所在地の属する都道府県に包括される市町村とみなす、当該組合員を職員とみなす。

(特別区並びに特別区及び市町村の組合の取扱)

第九十五条 この法律の適用については、特別区並びに特別区及び市町村の組合は、市町村とみなす。

(施行手続等の政令への委任)

第九十六条 この法律の施行のため

号) 第二条から第四条までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が、船員である組合員となつたときは、船員である組合員でない船員保険の被保険者であつた期間は、船員保険の被保険者でなかつたものとみなして、前条の規定を適用する。

第九十三条 市町村は、船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する国庫の負担及び船舶所有者の負担と同一割合によつて算定した金額を負担し、これを毎月末日までに組合に払い込むものとする。

(組合又は連合会に使用される者についての取扱)

第九十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を課する。

第九十九条 組合設立委員会は、選舉の日から六十日以内に、第三条第一項各号に掲げる事項について仮規約を定め、並びに総理府令で定めるところにより当該事業年度の収入及び支出の仮予算を作成し、その仮規約及び仮予算について自治長官の認可を受けなければならない。

第六十条 自治長官は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

第七十一条 組合は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十年一月一日(その日までに前項の規定による告示がされていない組合については、その告示のあつた日)に成立する。

第七十二条 組合は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十年一月一日(その日までに前項の規定による告示がされていない組合については、その告示のあつた日)に成立する。

第七十三条 組合設立委員会選舉管理人は、指名しなければならない。

(組合の設立)

第七十四条 組合設立委員会選舉管理人は、指名しなければならない。

第七十五条 組合設立委員会選舉管理人は、指名の日から三十日以内に、市町村長及び市町村長以外の職員のうちからそれそれ十人以内の同数の者を組合設立委員会選舉管理人として指名しなければならない。

第七十六条 組合設立委員会選舉管理人の指名の日から三十日以内に、組合設立委員会選舉管理人としての資格の得喪及び選舉の方法に関する規則を定め、その規則について自治長官の認可を受けなければならぬ。

の手続その他その執行について必要な細則は、この法律に特別の定あるものを除く外、政令で定めあるものとみなして、前条の規定を適用する。

第九章 罰則

第九十七条 第八十六条第三項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第九十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を課する。

第九十九条 組合設立委員会は、選舉の日から六十日以内に、第三条第一項各号に掲げる事項について仮規約を定め、並びに総理府令で定めるところにより当該事業年度の収入及び支出の仮予算を作成し、その仮規約及び仮予算について自治長官の認可を受けなければならない。

第六十条 自治長官は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

第七十一条 組合は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十年一月一日(その日までに前項の規定による告示がされていない組合については、その告示のあつた日)に成立する。

第七十二条 組合は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十年一月一日(その日までに前項の規定による告示がされていない組合については、その告示のあつた日)に成立する。

(組合の設立)

第七十三条 組合設立委員会選舉管理人は、指名しなければならない。

第七十四条 組合設立委員会選舉管理人は、指名の日から三十日以内に、市町村長及び市町村長以外の職員のうちからそれそれ十人以内の同数の者を組合設立委員会選舉管理人として指名しなければならない。

第七十五条 組合設立委員会選舉管理人の指名の日から三十日以内に、組合設立委員会選舉管理人としての資格の得喪及び選舉の方法に関する規則を定め、その規則について自治長官の認可を受けなければならぬ。

ばならない。この場合においては、組合設立委員の選舉の方法について、市町村長及び市町村長以外の職員がそれぞれのうちから同数を選舉するよう定めなければならない。

組合設立委員の選舉の方法については、市町村長及び市町村長以外の職員がそれぞれのうちから同数を選舉するよう定めなければならない。

組合設立委員の選舉の方法について、組合は、選舉なく、その規約を公表しなければならない。

組合設立委員会選舉管理人は、指名の日から三十日以内に、市町村長及び市町村長以外の職員のうちからそれそれ十人以内の同数の者を組合設立委員会選舉管理人として指名しなければならない。

組合は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十年一月一日(その日までに前項の規定による告示がされていない組合については、その告示のあつた日)に成立する。

第七十一条 組合は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十年一月一日(その日までに前項の規定による告示がされていない組合については、その告示のあつた日)に成立する。

第七十二条 組合は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十年一月一日(その日までに前項の規定による告示がされていない組合については、その告示のあつた日)に成立する。

(組合の設立)

第七十三条 組合設立委員会選舉管理人は、指名しなければならない。

第七十四条 組合設立委員会選舉管理人は、指名の日から三十日以内に、市町村長及び市町村長以外の職員のうちからそれそれ十人以内の同数の者を組合設立委員会選舉管理人として指名しなければならない。

第七十五条 組合設立委員会選舉管理人の指名の日から三十日以内に、組合設立委員会選舉管理人としての資格の得喪及び選舉の方法に関する規則を定め、その規則について自治長官の認可を受けなければならぬ。

となる組合は、当分の間、第十一
条第二項第二号の規定にかかる
ず、健康保険の被保険者で同号に
該当するものを、その組合の組合
員とすることができる。

28

附則第二十二項又は第二十三項
の規定により健康保険組合の権利
義務を承継したこの法律による組
合は、昭和三十四年十二月三十一
日までの間は、当該健康保険組合
がこの法律による組合が成立した
際現に行つた健康保険法第六
十九条ノ三の規定による保険給付
のうちこの法律に規定する給付以
外のものを、規約で定めるところ
により、第十五条に規定する給付
にあわせてこの法律による給付
として行うことができる。この場
合においては、第六十八条第一項
第一号中「保健給付、り災給付及
び休業給付」とあるのは、「退職
給付、廃疾給付及び遺族給付以外
の給付」と読み替えて同条同項の
規定を適用する。

29

この法律の公布の際現にこの法
律による組合の組合員となるべき
者を被保険者とする健康保険組合
を組織している市町村のうち附則
第二十一項の規定による申出をし
なかつたもので、その職員である
被保険者の負担する保険料より多
額の保険料を負担していたもの
は、昭和三十四年十二月三十一日
までの間は、退職給付、廃疾給付
及び遺族給付以外の給付に要する
費用に係る掛金のうち、その費用
を当該健康保険組合における被保
険者の保険料の負担の割合の例に
よつて負担することとした場合に

おいて職員が負担することとなる
金額をこえる額を、組合員に代
つて負担することができる。

(組合の成立前の在職期間等の取
扱)

30

組合の成立と同時に組合員とな
った者の当該組合の成立前の引き
続く職員としての在職期間(第十
一条第二項各号に掲げる者及び附
則第十五項各号に掲げる者として
の在職期間並びに附則第三十二項
の規定により組合員であった期間
とみなされる期間を除く)は、こ
の法律の適用については、組合員
であつた期間とみなします。

31

前項の規定により組合員であつ
た期間とみなされる期間(以下本
項において「控除期間」という)
を有する組合員に対する退職年
金、退職一時金又は遺族一時金の
額は、第四十一条第二項、第四十
三条第二項又は第五十二条第二項
の規定により算定した額から左の
各号によつて算定した額を控除し
た金額とする。

一 退職年金にあつては、給料日
額の二・七五日分(控除期間二十
年をこえる部分については、一・
八日分)に控除期間(一年未満
の端数があるときは、これを切
り捨てる)を乗じて得た金額

二 退職一時金又は遺族一時金に
あつては、給料日額に、控除期
間を組合員であつた期間とみな
れる日数を乗じて得た額の百分
の四十五

32

組合の成立の際現に厚生年金保

險法(昭和二十九年法律第
号)による厚生年金保険(以下「厚生
年金保険」という)の被保険者で
あつて組合成立と同時に組合員と
なつた者の厚生年金保険の被保険
者であつた期間(その期間の計算
については、同法第十九条の規定
の定めるところによる。以下次項
及び附則第三十四項において同
じ)は、この法律の適用につい
ては、組合員であつた期間とみな
されるところによる。以下次項
の規定により組合員であつた期間
とみなされる期間を除く)は、こ
の法律の適用については、組合員
であつた期間とみなします。

前項の規定による組合員であつ
た期間とみなされる期間(以下本
項において「控除期間」という)
を有する組合員に対する退職年
金、退職一時金又は遺族一時金の
額は、第四十一条第二項、第四十
三条第二項又は第五十二条第二項
の規定により算定した額から左の
各号によつて算定した額を控除し
た金額とする。

前項の規定により組合員であつ
た期間とみなされる期間(以下本
項において「控除期間」という)
を有する組合員に対する退職年
金、退職一時金又は遺族一時金の
額は、第四十一条第二項、第四十
三条第二項又は第五十二条第二項
の規定により算定した額から左の
各号によつて算定した額を控除し
た金額とする。

33

前項の規定する者の組合成立の
日前における厚生年金保険の被保
険者であつた期間は、組合成立の
日以後においては、厚生年金保険
の被保険者でなかつたものとみな
す。

附則第三十二項に規定する者に
ついては、政令で定めるところに
より、その者の厚生年金保険の第
四種被保険者以外の被保険者であ
つた期間の平均標準報酬月額に厚
生年金保険法別表第四に定める率
を乗じて得た額の百分の八十五に
相当する額の現価に相当する額を、
当該適用除外市町村から組合に交付
するものとする。

34

附則第三十二項に規定する者に
ついては、政令で定めるところに
より、その者の厚生年金保険の第
四種被保険者以外の被保険者であ
つた期間の平均標準報酬月額に厚
生年金保険法別表第四に定める率
を乗じて得た額の百分の八十五に
相当する額の現価に相当する額を、
当該適用除外市町村がその経費を
負担する附則第二十一項後段に規
定する團体(以下次項において
「適用除外市町村等」と総称する)
区域の全部又は一部が適用除外市
町村の区域の一部となる場合にお
いては、当該適用除外市町村又は
当該適用除外市町村がその経費を
負担する附則第二十一項後段に規
定する團体(以下次項において
「適用除外市町村等」と総称する)
は、政令で定めるところにより、
当該適用除外市町村以外の市町村
(当該市町村の区域がその区域に
属していなかった市町村を含む)の職員
は、政令で定めるところにより、
当該適用除外市町村以外の市町村
(当該市町村の区域がその区域に
属していなかった市町村を含む)の職員
は、前項の規定にかかわらず、
組合員たる資格を取得した
場合に準用する。

35

附則第三十項から前項までの規
定により生すべき組合の追加費用
は、政令で定めるところにより、
市町村が負担するものとする。

(適用除外市町村の取扱)

36

附則第二十一項の規定による申
出をした市町村(以下「適用除外
市町村」という)が健康保険組合
の成立の際現に厚生年金保

を組織しなくなつたとき、又は當
該適用除外市町村が包括される都
道府県の区域にこの法律による組
合が成立した日以後において當該
適用除外市町村において長期給付
に相当する給付が行われないとさ
れ、當該適用除外市町村は、その
ときにおいて、この法律の規定の
全部又は退職給付、廃疾給付及び
遺族給付に関する部分の適用を受け
る市町村となるものとする。こ
の場合において、健康保険との関
係の調整、この法律の適用を受け
る市町村となる前の在職期間の取
扱その他の必要な経過措置は、附則
第二十二項から第二十六項まで、
第三十項、第三十一項及び前項の
規定に準じて政令で定める。

適用除外市町村以外の市町村の
区域の全部又は一部が適用除外市
町村の区域の一部となる場合にお
いては、当該適用除外市町村又は
当該適用除外市町村がその経費を
負担する附則第二十一項後段に規
定する團体(以下次項において
「適用除外市町村等」と総称する)
は、政令で定めるところにより、
当該適用除外市町村以外の市町村
(当該市町村の区域がその区域に
属していなかった市町村を含む)の職員
は、前項の規定にかかわらず、
組合員たる資格を取得した
場合に準用する。

37

適用除外市町村以外の市町村の
区域の全部又は一部が適用除外市
町村の区域の一部となる場合にお
いては、当該適用除外市町村又は
当該適用除外市町村がその経費を
負担する附則第二十一項後段に規
定する團体(以下次項において
「適用除外市町村等」と総称する)
は、政令で定めるところにより、
当該適用除外市町村以外の市町村
(当該市町村の区域がその区域に
属していなかった市町村を含む)の職員
は、前項の規定にかかわらず、
組合員たる資格を取得した
場合に準用する。

38

適用除外市町村等に係る事務を承
継するものとする。

市町村等に引き継がなければなら
ない。
(他の法律の一一部改正)
2 前項の規定は、市町村職員共
済組合法(昭和二十九年法律
第号)による共済組合(以下
市町村職員共済組合といふ)
の組合員(同法第四十一条の退
職年金を受ける権利を有しない
者に限る)が組合の組合員たる
職員を受ける権利を有しない
者に限る)が市町村職員共済組
合の組合員たる資格を取得した
場合に準用する。

39 第十六条第三項中「第一項」の
下に「及び前項において準用する
第一項」を加え、同項を第四項と
し、同条第二項の次に次の二項を
加える。

2 年金である給付を受ける権利
は、前項の規定にかかわらず、
組合員たる資格を取得した
場合に準用する。

3 第二十八条に次の二項を加え
る。
2 年金である給付を受ける権利
は、前項の規定にかかわらず、
国民金融公庫に担保に供するこ
とができる。

第三十四条第一項第二号中「家
族療養費」の下に「市町村職員共
済組合法によるこれらのものと含
む」を加え、同条第二項中「組
合員でない健康保険又は船員保
険の被保険者」を「市町村職員共
済組合の組合員又は組合員でない
健康保険の被保険者」を「市町村職
員共済組合の組合員又は組合員で
ない健康保険の被保険者」を「市
町村職員共済組合の組合員又は組
合員でない健康保険の被保険者」
と改め、前項の規定により適用除外
市町村等に承継される給付に關す
る事務に係る資金を當該適用除外
市町村」という)が健康保険組合
の成立の際現に厚生年金保

者」に改める。

第三十九条第一項中「喪失したとき」の下に「(退職年金を受けた権利を有しない組合員が市町村職員共済組合の組合員の資格を取得し市町村職員共済組合法第十三条第二項の規定の適用を受けるときは除く。)」を加える。

第四十一条第一項中「該当したとき」の下に「(退職年金を受けた権利を有しない組合員が市町村職員共済組合の組合員の資格を取得し市町村職員共済組合法第十三条第二項の規定の適用を受けるときは除く。)」を加える。

40 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。
第十六条の次に次の二条を加える。
(給付を受ける権利の保護)
第十六条の二 納付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。
2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民金融公庫に担保に供することができる。

41 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

42 船員保険法の一部を次のように改正する。

43 船員保険法の一部を次のように改正する。

44 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように

和二十三年法律第六十九号) 第二十三条(負担金)の下に

第十七条(組合の給付)及び市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第一号)第十四項ノ規定ニ依ル本会計ヨリノ交

十九年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

45 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

46 日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

47 結核予防法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

48 国民金融公庫が行う恩給担保金法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

49 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

50 所得税法(昭和二十二年法律第二号)の一部を次のように改正する。

51 前項の規定による改正後の所得税法第八条第六項の規定は、昭和三十年分以後の所得税から適用し、昭和二十九年分以前の所得税制度に基づき、地方公共団体の職員が負担する費用

52 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

53 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

54 第二十五条第一項第一号中「国家公務員共済組合連合会」の下に「市町村職員共済組合連合会」を加える。

55 第二十二条第一項に次の二条を加える。

56 第二条第一項に次の二号を加える。

57 第二条第一項に次の二号を加える。

58 第二条第一項に次の二号を加える。

59 第二条第一項に次の二号を加える。

60 第二条第一項に次の二号を加える。

四 國家公務員共済組合法(昭

る)」を加える。

40 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。
第十六条の次に次の二条を加える。
(給付を受ける権利の保護)
第十六条の二 納付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。
2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民金融公庫に担保に供することができる。

41 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

42 船員保険法の一部を次のように改正する。

43 船員保険法の一部を次のように改正する。

44 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように

45 國民金融公庫が行う恩給担保金法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

46 國民金融公庫が行う恩給担保金法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

47 國民金融公庫が行う恩給担保金法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

48 國民金融公庫が行う恩給担保金法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

49 國民金融公庫が行う恩給担保金法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

50 國民金融公庫が行う恩給担保金法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

51 國民金融公庫が行う恩給担保金法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

52 國民金融公庫が行う恩給担保金法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

53 國民金融公庫が行う恩給担保金法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

54 國民金融公庫が行う恩給担保金法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

55 國民金融公庫が行う恩給担保金法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

56 國民金融公庫が行う恩給担保金法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

57 國民金融公庫が行う恩給担保金法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

58 國民金融公庫が行う恩給担保金法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

59 國民金融公庫が行う恩給担保金法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

60 國民金融公庫が行う恩給担保金法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

「国家公務員共済組合連合会」の下に「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会」を加える。

第七十二条の十四第一項中「以下の本項及び第七十二条の十七第一項但書において同じ。」の下に「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律号一〇二)」を加え、「国家公務員共済組合法又は私立学校教職員共済組合法」を「國家公務員共済組合法、市町村職員共済組合法又は私立学校教職員共済組合法」に改める。

第七十二条の十七第一項中「国家公務員共済組合法又は私立学校教職員共済組合法」の下に「市町村職員共済組合法」を「国家公務員共済組合法、市町村職員共済組合法又は私立学校教職員共済組合法」に改める。

第七十二条の四第一項中「国家公務員共済組合法」の下に「市町村職員共済組合法」を加える。

第七十三条の四第一項第七号中「国家公務員共済組合法」の下に「市町村職員共済組合法」を加える。

第二百六十二条中第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　国家公務員共済組合法、市町村職員共済組合法又は私立学校教職員共済組合法の規定によつて退職給付及び休業手当金以外の給付として支給を受ける金品

別表第一		組合員であつた期間	日数
一年以上	六月以上	一〇〇日	
一年六月以上	二〇〇日	三〇〇日	
二年	四〇〇日	四二〇日	
二年六月以上	五〇〇日	四四五日	
三年	六〇〇日	四八〇日	
三年六月以上	七〇〇日	四八五日	

第十条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会に関する事務を処理すること。

別表第二		度の廢疾番号	廢疾の状態
一	一	両眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六	
二	一	両眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六	
三	一	両眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六	
四	一	両眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六	

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

三　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

四　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

別表第三		級	月数
一	一	一	月数
二	二	二	月数
三	三	三	月数
四	四	四	月数

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

別表第四		番号	廢疾の程度
一	一	一	月数
二	二	二	月数
三	三	三	月数
四	四	四	月数

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

別表第五		番号	廢疾の程度
一	一	一	月数
二	二	二	月数
三	三	三	月数
四	四	四	月数

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

別表第六		番号	廢疾の程度
一	一	一	月数
二	二	二	月数
三	三	三	月数
四	四	四	月数

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

別表第七		番号	廢疾の程度
一	一	一	月数
二	二	二	月数
三	三	三	月数
四	四	四	月数

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

別表第八		番号	廢疾の程度
一	一	一	月数
二	二	二	月数
三	三	三	月数
四	四	四	月数

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

別表第九		番号	廢疾の程度
一	一	一	月数
二	二	二	月数
三	三	三	月数
四	四	四	月数

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

別表第十		番号	廢疾の程度
一	一	一	月数
二	二	二	月数
三	三	三	月数
四	四	四	月数

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

別表第十一		番号	廢疾の程度
一	一	一	月数
二	二	二	月数
三	三	三	月数
四	四	四	月数

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

別表第十二		番号	廢疾の程度
一	一	一	月数
二	二	二	月数
三	三	三	月数
四	四	四	月数

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

別表第十三		番号	廢疾の程度
一	一	一	月数
二	二	二	月数
三	三	三	月数
四	四	四	月数

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

別表第十四		番号	廢疾の程度
一	一	一	月数
二	二	二	月数
三	三	三	月数
四	四	四	月数

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

別表第十五		番号	廢疾の程度
一	一	一	月数
二	二	二	月数
三	三	三	月数
四	四	四	月数

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

別表第十六		番号	廢疾の程度
一	一	一	月数
二	二	二	月数
三	三	三	月数
四	四	四	月数

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

別表第十七		番号	廢疾の程度
一	一	一	月数
二	二	二	月数
三	三	三	月数
四	四	四	月数

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

別表第十八		番号	廢疾の程度
一	一	一	月数
二	二	二	月数
三	三	三	月数
四	四	四	月数

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

別表第十九		番号	廢疾の程度
一	一	一	月数
二	二	二	月数
三	三	三	月数
四	四	四	月数

二　兩眼の視力〇・一以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六

くとして、その理想と方向とはともかくなく、今ただちに結論を見出しがたい状況にありますので、これらの根本的解決の日まで、ひとしく地方公務員でありながら、市町村の一般職員のみと現在の不合理な状態に放置しておくことができませんので、さしあたりの措置として、現行の国及び都道府県の職員並びに市町村の学校及び警察職員に関する共済制度を基礎として、これらとの間における不公平を是正し、その処遇の公平を期することが緊要と考えているのであります。

以上要するに、地方公務員法の定めるところに従い、また地方制度調査会の答申の趣旨にのつとり、市町村の一般職員特に雇用人にについて、国及び都道府県の職員並びに市町村職員中、学校及び警察職員並の共済制度を設けようとするものであります。これにより、第一に、何らの年金制度が実施されない市町村の一般雇用人に對し、国、都道府県並びに市町村の学校及び警察の雇用人並の年金制度を確立し、第二に、市町村の一般職員について、同様に他の公務員並の短期給付を保障し、第三に、短期給付と長期給付との一体的運営により、給付業務の健全かつ合理的な運営を期するとともに、療養施設の整備その他の福祉事業の総合的推進をはかり、もつて地方自治の基幹をなします市町村の職員の福祉を増進し、地方自治の進展に寄与しようと思念する次第であります。

一般職員について、他の公務員と同様の待遇を確保しようとするものでありますから、組合の給付の種類、額、給付条件等すべて国家公務員共済組合のそれと同様といたしております。だ、現に市町村が組織しております健康保険組合のうちに、健康保険組合の給付のほかに附加給付規定する法定給付のほかに附加給付を行つてゐるものがあり、これらの附加給付の大半は、この法律案による組合の給付に吸収されるのであります。すが、これを越えるものも若干ありますので、かかる給付は経過的に共済組合の給付として行い得るものとし、だちに給付の低下を来すことのないように措置いたしております。

第二に、組合員の範囲につきましても、原則的には国家公務員共済組合におけるものと同様といたし、なお国家公務員共済組合の組合員と市町村職員共済組合の組合員との間に異動が行われます場合には、相互に在職期間を通算することができるようになっています。

第三に、組合員の掛金及び市町村負担金でありますのが、この点につきましては、国家公務員共済組合法と同様いたしております。但し、従来健康組合で、市町村と職員との負担割合を職員に有利に定めておるものもなくありませんので、経過的に従来の負担関係をそのまま維持できるよう位置を講じ得ることといたしております。

第四に、共済組合の組織及び運営について、市町村職員の共済組合については、地方自治の本旨にかんみ、主として国家公務員を対象とす

支法に於ける公務員共済組合法と同様の制度によることは適當と認められませんので、組合組織の自律性と運営の自主性ができるだけ確保できるよう配慮いたしておきます。すなわち市町村職員共済組合は、都道府県の地域ごとにこれを設け、組合の議決機関として組合会を、執行機関として理事を置き、その構成は、使用主たる市町村長の代表者と被用者たる職員の代表者とがそれぞれ同数となるようにし、組合の重要事項の決定、業務の執行が一方の利益に偏ることのないように配慮するともに、組合に監事を置き、自主的に組合の業務を監査できるものとし、業務運営の公正を期することといたします。また組合に対する監督規定等も必要最小限度にとどめることにいたし、国家公務員共済組合はもとより、私立学校職員共済組合または健康保険組合に比し著しく自主性が強化されております。

第五は、市町村職員共済組合連合会についてであります。組合の適正かつ円滑な運営及びその事業の改善進歩をはかるため、市町村職員共済組合連合会を置き、組合に対する技術的及び専門的な知識資料等の提供、事務の指導、組合の長期給付及び罹災給付に要する費用に充てるための積立金の管理その他の事業を行うものとしております。連合会の機構としては、単位組合と同様に議決機関として総会を、執行機関として理事を、監査機関として監事を置くことにいたしております。

第六は、この法律案の経過措置についてであります。すでに申上げましたように、本法律案の根本の趣旨は、市町村の一般職員に対し、他の公務員

並の処遇が確保されるよう制度的に保障しようとするものにはなりませんので、個々の団体において、みずからこの法律で保障しようとするのと同程度以上の給付を行おうとするものについても、これを以て画一的に本法案による共済組合に加入させるまでの必要はないと考えられます。従いまして、健康保険組合を組織している市町村は、この法律に規定する給付以上の給付を行うにおいては、その職員の過半数の同意を得て、引き続き健康保険組合を組織し、共済組合に加入しないかまたは長期給付についてのみ共済組合に加入することができるよういたします。

なお、この法律施行以前の職員としての在職期間及び厚生年金保険の被保險者であった期間については、通算の措置を講じ、職員の利益の保護に遺憾なきを期しております。

以上が本法案の提案の趣旨並びに内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議をいただき、すみやかに本法案の成立を見ますようお願ひいたします次第であります。

○佐藤(親)委員長代理 これより質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次これを許します。厚生委員佐藤芳男君。

○佐藤(芸)委員 私は改進党の立場におきまして二、三の点について大臣の御所見をただしたいと思うのであります。もちろんソーシャル・ギヤランティの立場、ソーシャルセキュリティの立場と私ども改進党の立場は同様であることを付言いたしておるのでござります。私どもは資本主義の上に立つておりますのでございます。しかし資本主義

をこのまま続けて参りますれば、シェンペーターの言葉をまつまでもなく、その内蔵する矛盾によつていつかは崩壊しなければならぬ危機に当面するのであります。これを回避いたしますが、これであります。そこで、これを資本主義の中に同化することによって資本主義のよみがえりがある、こういうように私どもは考えておるのであります。従つて社会保障の問題は大きな課題として登場しなければならぬことは申し上げるまでもないところでございます。こういうようない立場に立ちまして私どもは、社会保障を推進をいたしておるのでござりますが、不幸にしてわが日本の社会保障制度はいまだにその緒についたという程度でございます。ことに各省ばらばらでこの社会保障を考えておる。これは隠れもない事実でございます。もしも総理大臣に社会保障の熱意があり、閣僚に理解が旺盛でありますならば、その政治力によつて、少くとも第一階段といたしまして、各省ばらくこの社会保障を整理統合するという方針に進むことであろうと思うのであります。現状におきましてかようなことに相なつておりますせんことは、きわめて遺憾にたえないでございます。むしろ最近の傾向を見ておりますと、このばらくな社会保障をさらにばらくにせんがために、政府が努力をいたしておるとさせられないのであります。きわめて遺憾にたえないのでござります。この法案のごときもうした点を考慮なしに発案されたといふような感じを多分に受けるのであります。従つて私どもの希望といたしま

しては、むしろこうした案をお出しにならないで、現制度にそれ／＼よることのできる部分はよい。たとえて申しますならば、市におきましては退職条件を拡大強化する。町村におきましては恩給組合法にこうした救われざる者を包含する。または厚生年金保険に入れを入れてしまうというようなことをやつて、それで国家公務員と比較いたしまして、足らざるところはいわゆるプラス・アルファの法案でもお出しになつて、これを救済するといふことがきわめて妥当のよう私どもは考へられてならないのでござります。こういうふうに私ども考へるのであります。

○塚田国務大臣 いろいろ社会保障制度につきまして基本的な理念についてお述べをいただきまして、大体私どもも同感であります。なるべくできるものは統一する。また、できるならば、社会保障というものを考へる第一段階において、整理統合してかかるといふことの方が考え方としては正しいと私は思うのです。ただそういう考え方では現在の状態、ことに今までいろいろ沿革を持って発達して来ております現在のいろいろな社会保障の形といふのを頭に置いて、まず整理統合して行くということを考えます場合に、相當高い水準にあるもののところへ持つて來て統合するということではないと、その統合によつて不利を受けられる方の立場というものもありますからなかなか困難であろう。そのときに考へられ

することは、相当急速な国費の増加ということになつて来る。私ども社会保障制度をできるだけ充実して行きたいとのことを考へつつも、今日の国民はいたしておりますので、一気に国民負担もしくは国家支出が大きくなるということはなか／＼できないというので、今まで沿革的に発達して来ておりますものはなるべくそのままにしておいて、逐次一般の社会保障というものを國力に応じて上げて行つて、大体歩調の合うところへ行つて統合するというふうに持つて行つた方が現実的であるのではないだろうか。こういう考え方をとつておるわけであります。その考え方からいたしました場合に、私が自分で所管をいたしております地方公団体の職員の、今度問題にいたしておられます部分に、今も説明で申し上げましたように、未措置で残つてしまつた部分がある。そこでこのところを措置するということについては御異論がないようありますが、その措置をするのに、どうして既存の制度に上りながらかつたかということと、制度によるということとは、今の恩給制度が大体國の場合におきましても、全部の人間にやつておらぬ。國の場合でいうことでありますけれども、恩給の制度によるといふことは、今の恩給制度が、これも一部分恩給の制度によるといふことでありますけれども、恩給の制度によるといふことは、今の恩給制度が大体國の場合におきましても、全部の人間にやつておらぬ。國の場合でいう考え方になりますと、やはり恩給の制度によるよりは、市町村の場合は共済の制度によることが多いのですが、これが私どもの考え方ではないかというのが私どもの考え方でありますと、やはり恩給の制度によるよりは、市町村の場合は共済の制度によることが多いのですが、これが私どもの考え方ではないか

あります。健康保険制度によらなかつたのは、先ほど原則的に申し上げました考え方と大体重複をいたしておりませんので、重ねて申し上げませんが、そういうような考え方で、とりあえすこの部分に穴のあるところをできる範囲において補つて行きたいというのが、今度の考え方の基本であるわけであります。

○佐藤(芳)委員 漸を追つて社会保障の制度を拡充して行きたい、これは同感でございます。また現在穴の明いておる部分をそれまでの間に埋めて行くこと、ということでも必要のことと存りますが、その穴の埋め方が、将来社会保障の立場から統合調整するときに、さしわりになる穴の埋め方と、さしさわりにならざる穴の埋め方と、二通りありますのであります。私が先ほど申しましたような措置、それで足らなかつたらプラス・アルファの法案をお出しになることによつて、国家公務員との均衡をはかるという方法は、これは穴の埋め方として、こうした社会保障の諸問題を統合調整していくことにさしかかりにならない方法である、こう私は主張をいたしたいのです。従つてこのたびのこの発案は、その意味におきましてわが意を得たるものにあらず、こう考えるのでござりますけれども、あえてこの点は塙田君を追究いたしません。ただ私どもがこの案の決定に對して態度を決定いたしましたるにつきまして、重要なことでござりますから、ここでひとつ大臣の確言を聽得いたしておきたいのでござります。それは、統合調整のために、大臣は国務大臣として、また自治廳長官として今後熱意を傾けて努力をさるる意思あり

やいなや、これが第一点。次に、幸いに統合調整が具現をいたしましたる際におきまして、率先垂範の意味で各省に率先してこれをその犠牲にするという御意思があつてござりますかどうか、これが第二点。まずもつてこの点を伺いたいと思います。

○塙田国務大臣　社会保障制度に対する考え方は、先ほど申し上げましたような考え方でおりますので、当然私といたしましては今の状態がいいとは思つておりますません。従つてできるならばこれを統合いたして行きたい。また統合が無理なくできるよう各般の社会制度全体を進めて参りたい、こういうふうに非常熟意を持つておることは申すまでもございません。私が閣議においてこの法案を提案いたしたいという主張をいろいろいたしましたときには、厚生大臣からも、ただいま佐藤委員からの御質問と同じような立場において、非常に強い反対意見を承りました。またいろいろ理由のあるところを考えますので、私といたしましてもこれが将来統合されるというような機運になる場合には、自分としては進んでその統合に対し努力をする、そういう考え方であるということをはつきり申し上げてあるわけであります。この機会に当委員会においてもはつきり申し上げる次第であります。

○佐藤(芳)委員　統いてきわめて重要な問題でござりまするから、はつきりとひとつお答え願いたいのでございます。私はかつて全国の町村長会長などをやつたというような経験から考え申し上げるのではございませんが、町村吏員を顧念する点におきまして決して人後に落つるものではないのであります。

す。従つて町村吏員の立場を考えてみますると、統合される間までは何らかの方策が必要であることは認むるのであります。先ほど大臣の御説明の中にこの点が強調されまして職員の福祉増進にこの案は寄与するのだ、かようにおつしやつたのはまことに私も敬意を表するところでございます。ところがいかに職員の福利増進を念願されましても、町村役場それ自体が顧みられないということになりますと、その財政に御関心をお持ちでないというと、これは一方に与えて一方に水をかけるという結果になるのであります。この点において私はぜひひとつ大臣からはつきりした言明を願いたいのです。ですがこの案を拝見いたしますると、市町村の負担は、第一が健康保険に相当する部分については事業主としての掛金負担だけである、言いかえれば組合員の掛金と同額である、第二点は厚生年金に相当する部分については事業主としての掛金負担のほか一割の補助、それから三点は事務費を出す、こういうことになつておると思うのでございます。従つて町村役場、市町村の役所に対して一厘たりとも補助は出でていなさい。厚生年金でありますれば給付費の割五分、その他の方を調べましても、だとえは國家公務員の方などは分析いたしますると大体一割といふものが国庫から出でる、こういうかつこうに相なつておりますが、この案に限つては市町村役場の仕事に対する国庫負担というものはない。そういたしますると、市町村役場が非常に過重の負担に苦しむということになるのであります。これはきわめて明瞭でございます。ところが漏れる承るところにより

町村長にこの問題を説明される場合に、それは何とか平衡交付金、今の交付税でございましょう、これにひもつきで二割程度見てやるのだというような、公式ののような非公式のような、ちょっと雑談のような意味でおつしやつたと承つておるのであります。これが如実に自治庁の御方針であつて、大蔵省これまた了解していることであります。するならば非常に仕合せと私は思うのですが、その御措置がないといつたしますると、これは他の社会保険等と比較いたしまして、市町村役場に對して非常に酷な案である、こういうふうに言わなければならぬのであります。町村更員に對しては恩恵を与えるが、役場に對しては、むしろげんこつを食らわしておるのだというような感じを、他の制度と比較いたしまして強く受けるのであります。自治庁長官であられまする塚田君におかれましてはそういうことがあつてはならぬ。おそらくこの法案の審議を地方行政委員会の方々がされましたときにも、この点につきまして十分な御考慮のもとに要求すべきことは要求されておると思うところでございますが、私は、本日初めてこの連合審査会が催されて出て来たのでありますまして、この点はひとつはつきりとここでお考えを述べていただきたい。特に大臣からはつきりとおつしやつていただきたい。

で出すということがなしに、従来の支
衡交付金制度、今度の交付税制度の其
本の觀念に従つて、交付税の算定をいた
します中にもちゃんと繰込んで考慮いた
しておるわけであります。従つて私ども
は、この制度の実施によつて、市町村がま
らにプラスして御困難になるということ
はないと考えております。なお詳細のこ
とは政府委員からお答えいたさせます。
○社藤(芳)委員 ただいまのお答えで
やや満足をいたしましたのであります
が、市町村に対するやり方を自ら見
ておりますと、ひもつきでなしに見てお
るんだとおつしやるが、事実見ていら
れない場合がしばしくあり、またかり
に見てられるといたしましても、その
額はきわめて僅少であり、またどれ
だけ入つておるかということを言明され
ないことが今日までの通例のよう
に私は承知をいたしておりますのであります
。大臣からこうした責任ある委員会の
席で御言明があつたのでござります
が、しかば給付費のどれだけに相当
する金額幾ら／＼を見ておるんだ、二
十九年度の財政計画の中に入れである
のだというふうなことをこの機会に明らかに
していただきたいと思うのであります
。

意味の経費も多少入れておるのでござります。その経費を全体として多少分合併して申し上げますと、短期給与の給与支給による引上げに伴う市町村の負担増額は二千九百九十五万余り、それから今度初めてやる長期給付の分が一億八千八百万、それと千六百万、合せて二億ほどでございます。それから今お尋ねの問題はもつばら事務的な経費の問題であります。これはもちろん平衡交付金の性質上そういうことは自治厅として考るわけに行きませんが、ただ県の段階から市町村に平衡交付金が配られる際に、できたら從来恩給組合の場合でもそういう問題があつたので、あいう便宜の措置程度のものなら考えたい、こういうことは考えております。

○佐藤(芳)委員 その問題は散会後
くただしたいと思います。
第三に大臣にお伺いいたしたいの
であります。積立金の運用の方針の問
題であります。社会保障関係の積立金
は、やはりきわめて民主的な考え方
で運用をはかるということでなければ
ならぬことは申し上げるまでもない。
ところが、たとえば厚生省所管の厚生年
金保険の積立金などを見ますと、こ
れは全部大蔵省の資金運用部にたたえ
込まれて、大蔵省の独占によつてこ
が運用されておる。しかもその中から
わざかではござりますけれども、
一船会計の方に繰出されておるとい
うように、きわめて不合理であり、またそ
うでございまし、厚生年金もそ
うであります。運用利回りのごときも、きわめて長期の金で
あります。従つて相当利回りが低い。
そうすると、短期のものも、長期のよ
のも大蔵省が取扱つております。関係な
ら、ブールされるのであります。結局
社会保障の金の犠牲において処理さ
れておるということに相なるのでござい
まして、これはその過なうけつこうで
あります。が、まことに遺憾千万に私ど
もは考えておるのであります。この法案
による積立金の運用は、大体どんな
方法をお考えでござりますか。これに
つきましては、おそらく事務当局にお
かれましては、積立金額の年度別の予
想額というのも、発案される以上は
はつきりと用意をされておると思う
でございますが、大臣から大体の御方
針を承つて、続いて小林部長から、
立金額の年度別の予想というような数

字につきましても、ひとつ御説明をりたいと思うのであります。

○塚田國務大臣　お尋ねの点は、私も特にこの制度を立案いたしましたにして留意をいたした点でありますて法案の七十五条にその点について一設けておるわけであります。積立金原則として連合会がこれをとりまとて保管をする、そうして七十五条の四項に「連合会は、第一項の積立金管理するに当つては、これを確実で利な方法により、且つ、組合員の福利の増進又は市町村の公共の利益にかけるよう運用しなければならないと、抽象的ではありますか、はつきりと運用の方針というものをうたいまして、在來のこういう種類の国家資本が、御指摘のように大蔵省にまとめられて、金を譲出された人たちの利益何かとは、全然無関係に、無関心に運営されることのないように注意をいしているわけであります。なお詳細部長からお答え申し上げます。

○小林(与)政府委員　今お尋ねの上は、これも自治厅として一番気にしそれる問題の一つでございまして、たゞいまの考え方は、短期給付はこれは年年出入りする金でありますから、そぞど重点を置いておりませんが、長期給付は御案内の通り相当多額に上るのであります。この予想は実は健康保険組合に關係しておる職員が、どれだけは共済組合に入らないかという予想で多少の食い違いが出て来るわけであります。しかしに五大都市はみな有利な条件で健康保険事業をやつておりますので、五大都市の職員は全部入らなければなりませんが、こういう前提で組合員になるべき人間の数を十一万と仮定いたしま

第一類第三号(附屬の七)

賃金の実態を明確にしなければならぬ。いわゆる更員の
かにされねばならぬ。ということが第一点であります。第二
点は、被保険者の数であります。ただいま十一万というお話ございました
が、この被保険者の数、これが第二と
して重大な問題であります。条例の適用
を受けておるものと受けていないもの
とを区別した数字というようなものも
明確でなければならぬことは申しますまで
もない。第三点は、年度別の給付の件
数及び額といふもの、これは十分計算
をおとりになつていなければならぬ
はずなのであります。この点、第四
点は、ただいま申しました積立金の額
の年度別の予想。少くともこの四つが
保険料算定の基礎として重要なものと
思うのであります。これらにつきまして
てただいまお手元に資料がないならば
あとでけつこうであります。ひとつ簡
単な表でけつこうでございますが、御
配付を願いたい。これがぐらつきます
と、あとできわめて憂慮すべき事態と
相なるのであります。昨年議会を通過
いたしました私学共済のあの問題のこ
ときは、こうした基礎がきわめて周到
なる用意がありませんでしたために、
おそらく近く崩壊の危機に直面をする
であろうときえいわれております。こ
の点はきわめて重要なことでございま
まして、あとで御配付願いたいと存す
から、私どもがただいま指摘いたし
ました四点についての表を、なかつた
らひとつつけ加えておつくりください
ますが、最後に一点小林さんに伺つてお
きたいのであります。

こうした社会保障の問題で特に医師と関係のあります問題は、医師がやつかいがりますと、非常にその発達をぶらせることに相なるのであります。従つて、窓口がまた一つふえるということは遺憾でありますけれども、これはやむを得ないといたしまして、療診報酬の請求に関する医師の手続等が複雑に相なりますと、社会補償全般、特に疾病保険などにそれが全部また影響して來るのであります。この点は全部あの健康保険並ということにお考えなと思うのでござりますけれども、この点だけをお答えを願いまして、私の質問を終りたいと思います。

○小林(与)政府委員 今お尋ねの点はわれくもそういう考え方でおりまして、健康保険と同様な扱いで進みたいと存しております。なお、お尋ねの資料は、大きなやつがありますから、簡単にして差上げたいと思います。

○青柳委員 私は、この法案によりまして、今まで社会保障的な制度のなかつた人に各種の社会保障的制度が行われるという点については賛成なのであります。が、ただ、現行制度に乗り移ることによつてこれらの人々を救済することができるない、さらに将来、社会保障制度と申しますと、結局のところは全国民を一律平等に対象として行うことによって、これらの人々を救済することができるに、かかる制度に乗り移るための障害を来さないかという点に立ちまして少しく御質問をいたしたいと存じます。

まず第一に、簡単な質問であります

○青柳委員 ただいま私が質問しておられる間にそれをお示し願いたいのであります。と申しますのは、市町村の雇用員の在職年数は、私は短かいと思う。しこうしてこの共済組合法によりまして、老齢年金を受ける条件は、二十年以上を勤めた人でなければならぬと思ふのであります。従いまして、この法律によつて老齢年金を受ける雇用員は、ごく少いと思うのであります。それに他の警察職員、あるいは学校職員は長いのであります。これと同じ制度によつて、きめておられますと、同じ掛金を雇用員に課するということはありませんがございとと思うのであります。この法律によりますと、いかにもこの法律によつてこの適用を受けまして、その後他の共済組合に入つた人は通算を認められております。しかしながら、市町村の雇用員が全部国家でやつておりまする共済組合員となるとは限らない。大多数の人はやはり民間に行くと思うのであります。そうすると、あまりに雇用員に酷になりはしないか。そういう点を承りたいと存ずるのあります。

○小林(与)政府委員 今の在職年数はあとで申し上げますが、われらの考え方は、市町村の雇用人に実は雇員と用人とありますて、雇員は、どちらかといえれば更員になつて行く場合の方が多いのであります。それから雇用員は、相当長期に継続しまして、警察職員でも学校職員でも、——警察官とか教員は別といたしまして、そこに雇用

は勤務の態様はほとんど異なるところがない、こういうふうに考えておりません。それありますから、大体警察の雇用人にについてと同様なことはやはり市町村についてもあてはまるのであります。市町村の雇員の方はむしろ市町村の恩給組合の制度の方に乗り移る場合が多いのであります。それによつて救済される場合が多いのはやはり事実だらうと思いますが、一般的には数十年勤務する者がありまして、この年金制度はやはり運用方法として必要なものと考えておるのであります。

○松島説明員 ただいまお尋ねがございました平均在職年数につきましては調査いたしまして後ほどお答えを申し上げますが、年金受給権の発生いたしましては二十年に達します職員は、国の場合と市町村の場合とを比較いたしますと、國の場合では、非現業職員につきましては二十年に達する者が七%しかいないということになります。それに対しまして市町村の場合は一三%になつております二十年に達することになりますので、國の場合より市町村の場合の方が在職年限が一般的に長いということにならうと思ひます。

○青柳委員 國の場合につきましても同じような問題が現在大きい問題として取上げられておりますので、かかる新しい法律をつくるときにはやはりこの問題を解決し得るならば解決したいのであります。一三%ということでありますが、そのほかに國家機関における共済組合員となる人も相当ありますよ。しかしながら、民間に行く人も相

○小林(与)政府委員 これは、そういう点ではあると私は思うのであります。が、そういう人がかけ捨てになつた場合の措置をいかにお考えになつておられるかといふ点について承りたい。

○小林(与)政府委員 これは、そういう点ではあると私は思うのであります。が、大体市町村の役場に入る者は、通常のコースといたしましては、市町村の吏員になりあるいは県庁の吏員にならるというのが大半であります。途中にして行くのはむしろきわめて例外的な場合じやないか、こういうのがわれわれの考え方でございます。それで、途中で、よんどころない事情で公務員の世界から離れるといふものももちろんあり得るのでございますが、これは一般の退職一時金の制度で救済するほかない、こういうふうに思つております。

○青柳委員 他の官吏になるときは、通算制度がありますか。

○小林(与)政府委員 官吏になる場合は、これは官吏の恩給法との問題にならりますて、現在残念ながら通算制度がないわけでございます。

○青柳委員 府県の公務員になるときは通算制度がありますか。

○松島説明員 国家公務員共済組合の組合員と市町村共済組合の組合員との間には、相互通算の措置を講ずるよう法律的に規定してございますので、同じ雇用人として、府県の公務員にならり、あるいは市町村の公務員あるいは國の公務員になるという身分関係が同じでございますならば、相互に通算し得るようになります。

なお民間に行つた場合には、かけ捨てになるのではないかという御質問でございますが、この点につきましては、

厚生年金の場合は脱退手当金に相当する退職一時金が支給されるわけでございます。厚生年金法の場合においては、五十五才になるまで支給を停止することになりますが、ほんの少しある方は、退職いたしますときには、何才であろうとその退職事实の発生いたしましたときに支給いたすことになりますので、年金にはならない場合で、一時金として支給されるということになりますから、全部が全部かけ捨てにならざるといふわけのものでないといふふうに考えております。

に、お尋ねしておるのであります。
○松島説明員 大体本人がかけました
掛金に利息を付した額に相当する程度
のものが退職一時金として支給される
ことになつております。厚生年金の脱
退手当金に比較いたしますと、相当の
差がござります。
○青柳委員 もう一点、それと同じよ
うな点ですが、従前厚生年金の被保險
者であつた者が今度はこちらに入ります
。そうするとそれは通算されるので
すね。それから今度はこちらをやめ
て、厚生年金に行く場合には、通算さ
れないのですか。
○松島説明員 過去の在職期間のうち
で厚生年金の被保險者であつた期間に
つきましては、ただいまお話を通り、
この法律の附則によつて相互通算をす
るという措置を講じてございます。た
だ共済組合の組合員であつた者がその
後厚生年金の被保險者になつた場合に
どうするかという問題につきまして
は、御指摘の通り、通算の措置を講ず
る段階までまだ実は行つていないので
ございますが、これが、先ほどから問
題になりました、将来社会保障制度が
確立されるというようなときには、そ
ういうことも考えられるものと考えて
おります。
○青柳委員 厚生年金からこちらに入
る人が通算されるなら、こちらから厚
生年金に行く人についてもまた通算を
行い得るというりくつになると私は思
う。どうしてその措置をとらなかつた
のか、とらなくて足りると思われたの
か。

つて行きたいと実は思つたのであります。それが、これは厚生年金法の関係なものでございますから、今日の段階ではそこまで話が実はつかなかつたわけでござります。それでこちらの分はともかくも全部救済しておくことにいたしましたのであります。これは、ぜひ厚生年金法の立場から受入れの態勢をわれわれにつくついていただきたいと考えております。

○青柳委員 厚生年金から受入れるときに、負担の問題や何かでむずかしいことがあるんですか。

○松島説明員 厚生年金から共済組合に入ります者の通算の措置を講じますものは、経過的措置といたしまして、この法律施行の際厚生年金の被保険者であつた者について適用するというごとにになつておるわけでございます。その場合の厚生年金と共済組合との間の資金の移転関係につきましては、この法律の附則に定めておるのでございますが、脱退手当金に相当する額をその者について一たとえばその者が現在三十才ならば五十五才にならなければ、脱退手当金は本来ならばもらえないということになつておりますので、三十分から五十五才までの二十五年間の利息を割引いたしまして、その現在価額に相当する額を厚生年金特別会計から共済組合に引継ぐ、こういうような構成をとつて、その間の処置をいたしているのでございます。

つたときにも通算する措置を講るべきであつて、それが雇用人のためにならうかと私は思うのであります。そして厚生年金からこちらに移つた場合には通算制があるのであります。今度はこちらから民間の会社、銀行、工場に移つたときにもやはり通算制をつくりたいのであります。問題は負担のことだと思うのであります。こちらの会計でもつて、こちらにおつた間は負担するという話合ひができれば、厚生年金との通算も別に至難ではないと思う。大臣の御意見によりましてまた私どももそちらの方に努力をいたしたいと思う。いかがお考えになりますか。

○塚田国務大臣 これは先ほど部長もお答え申し上げましたが、私といたしましても、その考え方にはどうも異存がございません。共済組合から今までの厚生年金その他の民間の組織に移るときにもやはり通算制ができるようになぜひなることを希望いたしたいと存じます。

○青柳委員 私どもとしてもでき得るだけ早い機会に、あるいは今回でもそういう措置をとるように努力いたしたいと存じます。

次に伺いたいのは、先ほど佐藤委員からも御質問がございましたが、この法律を施行するために、町村の負担を増させることはならぬと考えるのであります。健康保険におきましても国民健康保険におきましても、事務費は全部国庫が負担をしております。それでこの事務費についてもそれと同額、いわゆる全額国庫負担という程度のものを考えておられるかどうか、それについて承りたい。

国の負担をどうするかということです。ざいますか、健康保険につきましては、今お話を通り、國から事務費の補助が出ているわけでございます。それでは、これは市町村の本来の仕事でありますから、こういうものについて補助の制度をとるということはいかがと思いますので、全部一般財源として見るべきではないかというのが考え方の基本でございます。そこで先ほどもちよつと申しました事務費を見込んで、一般財源として財政上の措置を講じてあるわけでございます。ただ事務費は現在健康保険の方から出でるのには必ずしも十分なお金ではないのでありますし、われくもその点よく考えて、現在の府県の共済組合あたりの事務費程度、それから実際所要としておる事務費の程度を勘案いたしまして、毎月事務費を計上して、その財源を一般財源として補償することにいたしたわけであります。

○青柳委員 その事務費は、健康保険あるいは国民健康保険においていわゆる全國国庫負担として認められているとの事務費の単価として考えておられるのは同じでありますか、高いのでありますか。

○小林(与)政府委員 これは大体実際計算いたしまして、組合員一人あたり三百四、五十円見当のものを考えていいわけです。

○青柳委員 この法律にいりますと、短期給付において健康保険組合でやつてもよろしいし、この法律でやつてもよろしいということになつていて。しか

しながら事務費がそういうふうにこちらの方が多額であるということになるならば、全部がこちらに来ると私は思うのであります。全部こちらに来ると思つておられるかどうか。そこはフェアに考えておられるのかどうか。この問題はどういう問題であるかというと、現在の健康保険組合に及ぼす影響が相当大きいからお尋ねなのであります。

○小林(与)政府委員 これは一般財源として見ているわけでございますが、たとえば平衡交付金の行かぬところは、金としては必ずしも行かぬわけですがございまして、われくといたしましたでは、現在の健康保険組合の帰趨は、これは健康保険それくの自主的な判断できめればよいのでございまして、この点につきましては、きわめて自由な立場で組合員の意思と関係町村の意思によつて決定されかかるべし、こういうふうに存じております。

○青柳委員 そういう市町村の受持つ事業主としての掛金の負担につきましても、これは他の共済組合と同様にお考えになつていいと思うのであります。ところで長期給付の面では主として厚生年金におきましてまた恩給におきまして一割五分ないし一割の国庫負担があるのですが、それに見合うようなこともやはり考えておられるのですか。

○小林(与)政府委員 この年金の方の負担の問題は、もつばり國家共済組合の府県と考え方を一にしよう、こういう考え方で今お話のような特別の補助というような形では考えおりません。

○青柳委員 最後に私は大臣の御答弁を得て確認いたしておきたいことがあります。

おの／＼国庫の負担がたくさんある。それにはなんあるのです。しかもそれは、おの／＼年金がありますが、各種の年金がたくさんあります。そういう年金亡國というようなことにいたしまして、この共済組合に検討する時期が次第々に近づいています。それで、年金亡國といふことは、年金が年金亡國といふことになります。そこで、年金制度を全部的に検討する場合の非常な障害になるのです。大臣の御説明によりますと、いかにもこれにも触れておりますが、他の同種の制度よりも、給付なり掛金なり負担なりがよけいなところがないのであるかどうかという点について、もう一へん大臣の御答弁を願つておきたいと思うのが私の最後の質問でござります。

○青柳委員 それではこれはあとでよろしいうございますが、他の同種のものに比べましての差異の点をひとつ表にして現わしてお示しを願つておきたい、こう存じます。これでもつて私の質問を終ります。

○佐藤(親)委員長代理 滝井義高君。
○滝井委員 今佐藤並びに青柳委員から比較的重要と思われる点の御質問が終りましたが、私やはり同じような観点で、昨年日雇い労働者健康保険ができましたが、ことしまつ一つの社会保険のわくに入る市町村の共済組合法案が出て、同じようなものができることになるわけであります。これはもう佐藤委員も触れました通り、ますく日本社会保険機構というものを非常に複雑化して行きつたるわけでござります。しかも機構が複雑になると、先般予算委員会で塚田大臣にも御質問申されました通り、事務がまたきわめて複雑になつて来るわけで。機構が複雑になり事務が複雑になることによつてはおのずからそういうにらみ合いで出て来ると思います。いろいろな保険制度の形を統合したいということは実はござりませんし、統合の時期といふのも、剣に考えた問題の一つなんであります。たが、とり組んでみまして非常に問題が複雑でありまして、短期間に妥当な結論を出しにくいので、今検討中で見送りになつておりますが、私は第一段に同じ種類のものをまず統合し、次の段階にこういう共済の制度と一般のそういう保険制度とを統合するというふうになると、いいのではないかということを、今漠然と考えているわけあります。

とえはそれ／＼の会計に予備費といふものが有効な福祉の面に使つて行けば、それがもつと有効な方に、もしそれらの制度が一本化され行くならば、より少い予備費で残りの余つた予備費といふものが有効な福祉の面に使つて行けるといふことも出来るわけです。あるいは大臣のいう行政整理というのも、も期せずして行われて来るということを、各省各局がそれ／＼自分のものを、各省各局がそれ／＼自分になわ張りを拡張する意味かどうか知りませんが、われ／＼第三者から見るところ、どうも政府はそういうふうに一方で高らかに行政整理を唱え機構の簡素化を唱えるけれども、どうも各省が行つてみると、各省のなわ張りを広めるためにいろいろ法律をつくりいろ／＼機構をつくつてるとしか考えられない状態が出て来ている。この市町村の職員の共済組合法もどうもそういうニュアンスが非常に強い感じがするわけです。そういうことを一応念頭に置いて私は質問いたしたいと思います。

いう程度にまかなわれているのか。こ

概況を申し上げますと、これは市町村

のほかに国家共済組合のものもあるか

もしませんが、大体この三つがおも

なものと思いますが、その三つの総人

員がどの程度に配分されるか、御報告

を願いたいと思います。

○小林(与)政府委員 これは今すぐ資

料をお配りいたしますが、大体市町

村の一般職員の総数が三十八万あると

考えております。警察職員、教育職員

を除いた一般職員であります。そのう

ち吏員が二十二万であります。これ

が町村恩給組合法の適用を受けまして、

それによつて年金を受けておるので

あります。それから厚生年金保険法の

適用を受けております交通とか水道と

いう特殊の事業に従事しておる者が二

万九千弱でございます。この二万九千

の掛金の問題になつて来ますが、三条

大体概数になります。このうち今申

し上げました通り厚生年金の二万九千

を除いた十二万五千の者につきまして

は全然長期給付の道がないわけであり

ます。そのほかに警察関係と教育関係

で長期給付を受けておる雇用人の数を

除きました十二万五千七百、こうい

うのが年金の方から全然プランクにな

つておるわけなんです。従つて市町村

の一般財源を、特殊な小さなグループ

といつては語弊があるが、部分的な市

町村の住民に対し一般市費を一般会

計からその特別会計に持つて行くこと

については、現在非常に難点が地方自

治体に出て来てるわけなんです。従

つて市町村議会との関係はどうなりま

す。それから警察共済組合によつて長

期給付を受けておる雇用人が六千六百

人で、ほんんど數は少いと考えております。

市町村議会との関係はどうなりま

す。それから警察共済組合によつて長

期給付を受けておる雇用人が六千六百

人で、ほんんど數は少いと考えております。

というものは現在県における地方公務員

は、共済組合で莫大な県費を地方職員

がかかるわけであります。現在市町村が

運営の主体になつて国民保険をやつて

おるわけであります。ところが現在國

が、県の更員に対し共済組合に莫大

な危機を來しておるわけです。従つて

各人が保険料を出してやつております

が、その保険料だけでは健康保険、國

民保険の運営は非常な危機に直面す

る、従つて事務費を国庫が負担をし、

あるいは給付費の二割というものを國

が負担をしておるわけです。これは住

民の全部を対象としておるものでなく

て、その市町村の中にたとえば工場、

事業場等があれば、その工場、事業場

におけるところの者は健康保険組合を

組織してその中にいるか、あるいは政

府管掌の健康保険に入つておるわけな

いことになつております。組合が掛

金を決定したならば、短期給付におい

て、「掛金に関する事項」を組合は決定

する事項を定めなければならぬ」といっ

現在町村が主体になつて行うことになります。これは御承知つておるのであります。これは御承知つておるのであります。

の通り国民健康保険法の建前からいたしまして、原則は保険料等を国に補助金によつてまかなく建前になつておるわけでございます。それで保険料の徴収にいろいろ問題があつて、国民健康保険税という形でとるよう制度もかわつたのであります。しかし事実上この運用につきまして非常に苦勞をいたしておりますが、これが市町村の財政上大穴埋めもそれゝの市町村でやつておりますが、これが市町村の財政上大きな問題の一つになつておることはわれわれも承知いたしておるのであります。どういたしましても国民健康保険制度そのものの運用を合理化して、適正な運用を期するための配慮というものが根本的にいるのであります。これは厚生省の方でもお考えになれば、厚生委員会の方でもそれゝ御検討中だと思いますが、われゝといたしましてもその問題はその問題といたしまして別途考慮して行かなくちやならない、国民健康保険の仕事を円滑に進めるために、あるいは市町村の財政をゆたかにするために、この問題は問題として考えるべき問題だらうと存じておるのでございます。

○瀧井委員 そういうぐあいに国民保険とは別個とおつしやるのでですが、短期給付ということになれば、現在国民保険はやはり市町村共済組合が行う短期間付と大体同じことをやつておるわけなのであります。そうしますと自治厅も御存じの通り、国民保険は現在地方財政が不如意のためになかゝ進展をしないわけです。ところがその進展をしない中から比較的有利などころに勤務しておる人たちはピックアップされてしまつて、そうして短期あるいは長期の保険金によつてまかなく建前になつておるわけでござります。それで保険料の徴収にいろいろ問題があつて、国民健康保険税という形でとるよう制度もかわつたのであります。しかし事実上この運用につきまして非常に苦勞をいたしておりますが、これが市町村の財政上大穴埋めもそれゝの市町村でやつておりますが、これが市町村の財政上大きな問題の一つになつておることはわれわれも承知いたしておるのであります。どういたしましても国民健康保険制度そのものの運用を合理化して、適正な運用を期するための配慮というものが根本的にいるのであります。これは厚生省の方でもお考えになれば、厚生委員会の方でもそれゝ御検討中だと思いますが、われゝといたしましてもその問題はその問題といたしまして別途考慮して行かなくちやならない、国民健康保険の仕事を円滑に進めるために、あるいは市町村の財政をゆたかにするために、この問題は問題として考えるべき問題だらうと存じておるのでございます。

○瀧井委員 そういうぐあいに国民保険とは別個とおつしやるのでですが、短期給付といふことになれば、現在国民保険はやはり市町村共済組合が行う短期間付と大体同じことをやつておるわけなのであります。そうしますと自治厅も御存じの通り、国民保険は現在地方財政が不如意のためになかゝ進展をしないわけですか、当然自治厅が厚生省とともに、やはり一つの推進力にな

つてもらわなければいけない制度なのです。私はそういうことを言つたわけ

の一つは、その短期給付の対象と残るものにはます／＼弱いものだけになつてしまつて、中小商工業者、農民だけが残つて、これがばら／＼にほり出されているというのが現在の状態で

す。たとえば集団的な自由労働者は少くとも集団がある、地方の市町村組合の対象になるものはこれでとらえて行

く、そして事業場のことは健康保険で吸い上げられて行くということに

なると、ばらくの中小商工業者と農民だけが残つて、そうしてこれらのもののが永遠に日本の現在の状態から行く

ことができる、こういう四つの場合になつており出されて、何ら保険の長期、短期の対象にもならない、しかも米は

政府のきめた生産者価格で引上げられることだけが引上げられ、あとはその

ことは中小商工業者の金融はつかない

で、これらの人だけが弱い者として放

置されておつて、何か足がかりのある

ところだけが引上げられ、あとはその

ことは日本医療制度を非常に乱すい

いことだと私は思う。それは組合

独自が福祉機関として医療機関か

ら受けけるという、この特殊の医療機関と契約するという問題です。こういう

ことは組合が契約している医療機関か

つて組合員の療養に

ついて組合員の療養に

つて組合員の療養に

つて組合員の療養に

つて組合員の療養に

つて組合員の療養に

つて組合員の療養に

つて組合員の療養に

つて組合員の療養に

つて組合員の療養に

つて組合員の療養に

た全国五万の医師の中から何人かをピック・アップして自分の指定みたいなものにして、そうしてその何人かのもの

つてもらわなければいけない制度なのです。私はそういうことを言つたわけ

の一つは、その短期給付の対象と残るものにはます／＼弱いものだけになつてしまつて、中小商工業者、農民だけが残つて、これがばら／＼にほり出されているというのが現在の状態で

す。たとえば集団的な自由労働者は少くとも集団がある、地方の市町村組合の対象になるものはこれでとらえて行

く、そして事業場のことは健康保険で吸い上げられて行くということに

なると、ばらくの中小商工業者と農民だけが残つて、そうしてこれらのもののが永遠に日本の現在の状態から行く

ことができる、こういう四つの場合になつており出されて、何ら保険の長期、短期の対象にもならない、しかも米は

政府のきめた生産者価格で引上げられることだけが引上げられ、あとはその

ことは日本医療制度を非常に乱すい

いことだと私は思う。それは組合

独自が福祉機関として医療機関か

ら受けけるという、この特殊の医療機関と契約するという問題です。こういう

ことは組合が契約している医療機関か

つて組合員の療養に

くらなければならなかつたか。おそらく既存の法律にこういうものがあつたから、そういうものをまねしただけですと言つて思つた

く、それ自分がいい子になりたいという傾向が出て来るわけです。こういふうにわざかに十一万人ぐらいのものを対象に

つくらない方がいい、保険医なり保険薬剤師には義務規定を負わせることになつておるのです。こういう点から将來はやはり

恩給関係——地方公務共済組合の方

は、国家公務員の方の適用を受けてお

るわけですから、恩給との調整を考え

るから年齢関係です。退職年金は組合員を二十年以上勤めなければもらえないことになり、五十才に達するまではいわゆる若年停止を食らうことになりますが、恩給は十七年な

いです。こういう点から将來はやはり

恩給を二十年以上勤めなければもらえないことになり、五十才に達するま

でいわゆる若年停止を食らうことにな

りますが、たゞ保険薬剤師だけに限るかどうかということになればならぬと思うが、この点はどうお考

えになつておりますか。

○小林(与)政府委員 今お話を通り、本医の療体制をこわすことになるわけ

です。むろんこういう特殊の医療機関と契約することでなくしてすべてこれ

は保険医が公的医療機関というよう

なことで、こういうよなことは結局日

本医の療体制をこわすことになるわけ

にならつてこの規定を設けたのでござ

りますが、ただ保険医または保険薬剤

剤だけに限るかどうかということになればならぬと思うが、この点はどうお考

えになつておりますか。

○瀧井委員 今お話を通り、本医の療体制をこわすことになるわけ

です。むろんこういう特殊の医療機関と契約することでなくしてすべてこれ

は保険医が公的医療機関というよう

なことで、こういうよなことは結局日

は保険医が公的医療機関というよう

ると、これは十七年以上とすることがいいのじやないですか。二十年以上にしなければならない理由は何かあるのござりますか。厚生年金は最近二十年以上になつておりますが、それに合わしたのですか。それとも何か市町村の公務員の特殊性を考えてこういう処置をとられたか、その点を伺いたい。

○小林(与)政府委員 これは市町村の組合員としての特殊性と申しますよりも、むしろ国及び府県の共済制度と同様な制度をとろう、こういう意味だけでございます。それらの制度が二十年になつておりますのでそれに準ずることにいたしました。

○滝井委員 七十八条関係の審査会の件ですが、この審査会の「委員は、組合員を代表する者、市町村を代表する者」とこうなつておるわけでございますが、前の書き方をずっと見て来ますと、こういう書き方にはなつていなくくて、「市町村長及び市町村長以外の組合員」組合会の組合員などはこういう形になつて来ているわけなのです。ところが審査会だけは「組合員を代表する者、市町村を代表する者」こういうことになつていて。そうすると、市町村を代表する者ということになると、市町村長であり得る場合もある、あるいは助役であり得る場合があるわけです。ところが組合員を代表する者というと、市町村長がやはり組合員を代表しているわけです。だからそちらの関係が、審査会の委員の書き方と今までの組合会の議員の書き方とがどうも混淆してはつきりしないのですが、組合員を代表する者、市町村を代表する者というのはどういうことになるので

この検査結果を最も多く御多用の日本語の検査結果に翻訳する

もはま
れも寒
とにし
れてお
う趣能
者であ
ります
ことで
あります
から市
く出し
けです
すと、組
なつて
る事は
ういう
まし。
ねの通
市町村
町村長
のとこ
ういふ
ません
はつき
はいの
ういふ
ういふ
それ
それ
そこ
ときと
してお

とに根柢たのは、市上実るでご推薦に会に被用適正す。考長を町村方。この合員の代ことか。よりでろとく者をわゆるいりる者をくことか。

はこの法律の審査会が天職である。それくらいために、市町村は一般社団法人として登録する。現在市町村はこの選択をする場合が多い。この選択をする場合、市町村は、その運営を委託する。そのため、市町村は、その運営を委託する。そのため、市町村は、その運営を委託する。そのため、市町村は、その運営を委託する。

や連合
り出で
村に
りです
つなり
には、
身体に
それ
ござ
れども
う職
品性の
は課長
する
いわ
応考
ます
くに
合と
ます
もの
て、
ます
やら
ます
つと
の一
ます
式に
て審
す。
外の
選
意思

に基
それ
であ
書く
す。
思で
し、
遷ぶ
る場
り得
が、
の利
すか
て適
りま
○流せ
村職
ど首
といふ
共済
金が
つてセ
長官
かうい
官が非
つてセ
事務上
町村大
大臣の
れただ
たと申
金が不
て、ど
いう可
が合理
してい

選舉は事実、それも運営するにあたっては、運営組織の運営能力をもとにした監督と、監督による監督との監督的構造が、最も効率的である。

ますから組合の運営にあたる会員諸君の立場からいへば積立金の分配が問題となることは、必ずしも当然のことである。そこで、この問題を解決するためには、組合の運営にあたる会員諸君の立場からいへば積立金の分配が問題となることは、必ずしも当然のことである。

○ これまでのところ問題としてお聞きすることで、府長よりお答えしておるべく合意、または場合における法規による参考意見がござります。一般的な生活が金が兎も角もこの考え方につきましては、方であります。

田国隆
柳委員
あるとまことに、この比
率を保障するわけだ。
健保の民間資料を保
障する法律は、いつまで
あります。この比を保
障する法律は、いつまで

長官の監督権と、この権限に依る監督は、必ずしもその部長の監督権である。したがつて、市町村の監督権は、必ずしもその市町村長の監督権である。したがつて、市町村の監督権は、必ずしもその市町村長の監督権である。

他のに質問するもの、それは行なうべきだ。それがいふべきだ。それがいふべきだ。

ざいませんか。——質疑なしと認めます。よつて本案審議はこの程度で終了いたします。
本連合審査会はこれで散会いたします。

午後零時四十二分散会